

**令和 7 年度 インド現地プロモーション業務
公募型プロポーザル提案説明書**

1 実施主体

札幌市国際観光誘致事業実行委員会（以下、「委託者」という。）

2 業務名

令和 7 年度 インド現地プロモーション業務

3 業務の背景及び目的

インド市場からの訪日旅行客は増加しており、2024 年は前年比で約 140%の 23 万 3 千人と、過去最高を記録しており、著しい経済成長の状況を踏まえると、今後のさらなる訪日市場の拡大が期待される。

こうした中、ハリウッド映画界の人気俳優アミール・カーンの映画製作会社による札幌・北海道を舞台とした映画が 2025 年に公開を予定されており、映画公開はインド市場における札幌・北海道の旅行目的地としての認知を獲得するための好機となっている。

ついでには、本業務では映画公開を契機として、インド現地旅行会社への BtoB セミナー開催、現地一般消費者への BtoC プロモーション等を実施することにより、現地旅行会社や現地一般消費者への認知拡大及び興味関心の向上を図り、ひいては来札・来道観光客誘致に繋げることを目的とする。

4 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和 8 年 3 月 6 日（金）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日プロモーションの内容に応じ委託者が定める。

5 予算規模

本業務の上限は 9,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

6 業務の内容

事業目的の達成に向け、下記(1)～(4)の業務を実施すること。

なお、札幌は下記2つのブランディングコンセプト（※）によりブランドイメージの確立を目指していることから、ブランディングコンセプトに沿った事業の企画・実施を行うこと。

※ Sapporo, North Capital Backed by Nature

（通年の一般の観光促進に向けたブランディングコンセプト）

札幌は日本の北にある大都市でありながら、常に自然と隣り合わせにある街である。札幌は北海道内にある大自然のアドベンチャーの本場に向かうための起点として機能しているだけでなく、札幌の街中、アートシーン、文化、食をとっても、その中に自然との近さを感じることができ、自然と都市が融合した札幌ならではの楽しさを提供する。

Powder in the City, SNOW resort city SAPPORO

（冬季のスキー観光促進に特化したブランディングコンセプト）

札幌は大都市に滞在しながらも、本格的な雪体験ができるという他に類を見ない街である。大都市にパウダースノーが降り積もる「雪の街の魅力」と「国際都市観光の魅力」が融合した都市型スノーリゾートとしての楽しさを提供する。

(1) 現地 BtoB セミナーの企画・開催等

ア 現地 BtoB セミナーの企画・開催

札幌地元観光関係事業者とインド現地旅行会社のビジネス機会の創出を図り、札幌・北海道への観光客の誘客促進を図ることを目的とした BtoB セミナーを開催すること。

(ア) セミナー開催都市・日時

開催都市：ムンバイ、時期：2025年11月20日（木）半日程度

(イ) セミナー参加者

- ・インド現地旅行会社 5～10社程度
- ・札幌地元観光関連事業者 3～5社程度

(ウ) 業務内容

① セミナーの企画・運営・実施

② インド現地旅行会社の募集・選定

③ 札幌地元観光関連事業者（共同出展者）の対応事務局業務

④ 参加者アンケート（インド現地旅行会社、札幌地元観光関連事業者）の実施

(エ) 留意事項

- ・セミナーの司会者については、日本語でのコミュニケーションが可能かつ、英語により司会進行が可能な者とする。
- ・セミナー会場には、ビジネスレベルの英語⇄日本語の通訳可能なスタッフを1名配置し、委託者とインド現地旅行会社の意思疎通が円滑に行える体制を整えること。
- ・企画提案書には、インド現地旅行会社の募集候補先を示すこと。なお、インド現地旅行会社については、札幌・北海道への送客意欲が高く、高付加価値旅行を取扱う旅行会社を選定することとするが、最終的には委託者との調整上、決定すること。
- ・セミナーで使用する資料については、委託者は札幌市のプロモーションに係るプレゼン資料（英語）を準備するが、それ以外に必要な資料等については、受託者が英語で企画・作成すること。
- ・セミナーの開催日時については、同時期に委託者が出展する商談会の実施状況及び経済的な観点等により変更となる場合がある。最終的には採択後、委託者と協議の上、決定すること。
- ・共同出展者対応事務局業務においては、委託者が選定した共同出展者への必要な連絡・調整を行うこと。出展準備から現地での出展に向けて必要及び有益な情報を集約し、共同出展者に随時連絡を行うとともに、出展マニュアルを作成し、提供すること。なお、共同出展者からの要望に応じて、専任の通訳を手配すること。（専任通訳の手配料については、共同出展者へ直接請求すること。）

イ 航空券・宿泊先・車両・同行者手配

委託者が上記6(1)ア及びJNTO主催商談会「Japan Roadshow」に参加するにあたり、渡航に必要な航空券、インド国内の移動に係る航空券、宿泊先、車両、同行者を手配し、費用を本業務に含めること。

<渡航スケジュール>

①	11月15日(土)	・移動(新千歳→東京)	東京泊
②	11月16日(日)	・移動(東京→デリー)	ニューデリー泊
③	11月17日(月)	・Japan Roadshow(10～17時)	ニューデリー泊
④	11月18日(火)	・移動(デリー→ベンガルール)	ベンガルール泊
⑤	11月19日(水)	・Japan Roadshow(10～17時) ・移動(ベンガルール→ムンバイ)	ムンバイ泊
⑥	11月20日(木)	・セミナー実施	ムンバイ泊
⑦	11月21日(金)	・Japan Roadshow(10～17時) ・移動(ムンバイ→新千歳)	機内泊
⑧	11月22日(土)	・移動(～新千歳着)	

※上記については、最終的には採択後、委託者との協議により決定すること。

※Japan Roadshow 会場(予定)：

ニューデリー会場 Roseate House New Delhi

ベンガルール会場 Taj MG Road, Bengalure

ムンバイ会場 The St.Regis Mumbai

(ア) 渡航人数

3名

(イ) 航空券(対象：①②④⑤⑦⑧)

上記行程中、飛行機での移動について、エコノミークラスを手配すること。

(ウ) 宿泊先(対象：①②③④⑤⑥)

Japan Roadshow 及びセミナー会場から車で30分以内に位置し、周辺地域の治安情勢を考慮し、旅行者の安全に配慮した立地にあるとともに、施設に必要な安全性が確保されている宿泊先(朝食あり)を手配すること(3名分同じ宿泊施設が確保可能であること)。また、上述の宿泊先は、予約内容の変更が可能な期間が設定されているプランであること。

なお、各都市の宿泊費の上限額は下記のとおりとする。

東京：19,000円、ニューデリー：18,000円

ベンガルール：16,000円、ムンバイ：23,000円

(エ) 現地移動車両(対象：②③④⑤⑥⑦)

インド現地における空港、宿泊先、Japan Roadshow 会場、セミナー会場等の一切の移動を車で行えるよう車両を手配すること。

なお、乗車人数は、4～6名を想定しており、少なくとも1台を手配するこ

と。

(オ) 同行者の手配

新千歳空港を起点とし、帰着までの間帯同し、行程の管理等を行い、委託者の引率を行うスタッフを手配すること。

(2) BtoC プロモーション

インド現地の一般消費者に対し、札幌・北海道の観光魅力を訴求し、興味関心の向上及び誘客の促進を図るプロモーションを企画・提案し、実施すること。

ア 実施期間

令和7年9月～令和8年3月

イ ターゲット

インド現地の海外旅行検討者層

ウ 地域

デリー、ムンバイ

エ プロモーション内容

札幌・北海道への認知拡大・興味関心の向上及び誘客促進を図ることを目的に、ターゲットへの効果的なプロモーションを企画・提案し、実施すること。

なお、プロモーション内容には誘客に繋がる仕掛けを含めるとともに、2025年中に公開が予定されているボリウッド映画の公開の契機を生かし、相乗的に効果の最大化を図れるような取組とすること。

オ 留意事項

- ・インドの旅行者の嗜好や旅行需要を踏まえ、札幌・北海道の四季の魅力の訴求を行うこと。
- ・プロモーションの手法は、オンライン・オフラインを組み合わせたものとする。

(3) 現地メディア向けパブリシティ戦略

映画公開を契機として、現地のメディアを活用し、札幌・北海道の認知拡大を図るようなパブリシティ戦略を企画・提案し、実施すること。

(4) 報告

業務終了時に、本事業実施による活動結果・実績を取りまとめ、報告書にまと

めて提出すること。

7 企画提案を求める事項

以下の(1)～(7)について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

(1) 実施方針

インド人の海外旅行動向・訪日旅行動向等を分析の上、インド市場に対する解釈を示した上で、本企画の基本的な考え方、特徴等を明らかにすること。

(2) インド現地 BtoB セミナーの企画・開催等

ア 現地 BtoB セミナーの企画・開催

現地 BtoB セミナーの企画・開催に関して、下記について示した具体的な提案を行うこと。

(ア) セミナー実施手法・内容・プログラム、開催時間、会場案

(イ) セミナー司会者案

(ウ) インド現地旅行会社の参加者選定に係る考え方、参加を募集するインド現地旅行会社の候補案

(エ) 共同出展者対応事務局体制、札幌地元観光関連事業者（共同出展者）への案内スケジュール

(オ) インド現地旅行会社、札幌地元観光関連事業者に向けたアンケート手法

(カ) セミナー実施後のフォローアップ手法

イ 航空券・宿泊先・車両・同行者手配

航空券、宿泊先、移動車両、及び同行者・通訳者の体制を示すこと。

(3) BtoC プロモーション

下記について示した具体的な提案を行うこと。

ア プロモーションのテーマ・コンセプト・全体像を示すこと。

イ プロモーションを実施する期間、回数等

ウ プロモーションで使用する具体的な手法、媒体等

エ プロモーションにおいて発信する内容、デザイン等の具体的な情報

(4) インド現地メディア向けパブリシティ戦略

映画公開を契機として、現地メディアを活用し、札幌・北海道の認知拡大をするためのパブリシティ戦略の考え方、内容の全体像、手法、実施時期、露出を狙う媒体等を示すこと。

(5) 実施体制

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者及び各現地担当者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びに類似実績を示すこと。

ウ 準備及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 効果測定

ア 当該事業の有効性を図る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの目標値を示すこと。

イ 当該事業指標及び成果指標の具体的な測定方法、測定時期を示すこと。

(7) 見積もり

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積を示すこと。

8 参加資格要件

参加者は、次の要件をすべて満たすこと。また、下表に定める必要書面を申込書と同時に提出を行うこと。ただし、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市において、入札等への参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

- (5) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(6)を満たす必要がある。また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

<提出する書面>

※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は、提出を省略できる。

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

9 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 公募開始	令和7年6月30日(月)
イ 参加申込書の提出期限	令和7年7月14日(月)12時00分必着
ウ 企画提案書の提出期限	令和7年7月22日(火)12時00分必着
エ 実施委員会によるヒアリングの実施	令和7年7月29日(火)※予定
オ 提案事業者への選定結果の通知	令和7年7月下旬
カ 契約締結	令和7年7月下旬

(2) 提出書類

各種書類は、実行委員会事務局(札幌市観光・MICE推進部)へ郵送(書留郵便)

に限る)又は持参により提出すること。

ア 参加申込書(様式1) 1部

※札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない提案者は、参加申込書と合せ、「8 参加資格要件」の表に記載するア～オの書面を必ず提出すること。

イ 企画提案書及び参考見積書(様式自由、A4 縦、両面使用)

- ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3部
- ・提案者の団体名称が記載されていないもの 12部

ウ 上記イの PDF データ (CD 又は DVD) 1部

(3) その他の留意事項

ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

イ 企画提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。

ウ 提出のあった申込書類については返却しない。

エ 審査の公正を期すため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面(様式2)に質問の要旨を簡潔に記入し、実行委員会事務局に電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和7年7月9日(水)12時00分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名)【令和7年度 インド現地プロモーション業務】質問書」とする。

10 契約候補者の選定方法

本プロポーザルにおいて、企画提案の内容は、実行委員会の構成団体等からなる「札幌市国際観光プロモーション企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置して評価する。評価及び契約候補者の選定は、実施委員会が審査を行って、最も適当と思われる提案者を選定し、もって契約候補者とする。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「9 参加資格要件」に基づき審査を行い、参加資格を満たさない場合は通知する。

(2) 評価の基準

評価項目	評価内容	配点
実施方針 (7-(1) 関係)	実施方針の策定に係る考え方が適切であるか。	5
現地 BtoB セミナー の企画・開催等 (7-(2)関係)	セミナーの開催内容は、札幌地元の観光関係事業者とインド現地旅行会社のネットワーキングを効果的に図ることができるものとなっているか。	15
BtoC プロモーション (7-(3)関係)	発信する内容は、札幌・北海道の観光魅力をよりよく伝え、ターゲットに対し、札幌の観光魅力を効果的に伝えられるものとなっているか。	20
	プロモーションの手法は、ターゲットに対し効果的に札幌・北海道の観光魅力を訴求できるものとなっており、送客に繋がることが期待できるものとなっているか。	30
インド現地メディア 向けパブリシティ戦略 (7-(4) 関係)	パブリシティ戦略の内容は、映画公開を契機として、インド現地において、効果的に札幌・北海道のメディア露出を図ることが期待できるものとなっているか。	15
実施体制 (7-(5) 関係)	業務を遂行するため、適切な業務体制及び人員確保、業務遂行能力が確保されているか。	5
効果測定 (7-(6) 関係)	プロモーションの効果を測る指標が適切であり、目標の設定が妥当であるか。	5
見積もり (7-(7) 関係)	提案内容に対して積算額が妥当であるか。	5

(3) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者によるプレゼンテーション及び評価委員からのヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。

イ ヒアリングは、1 企画提案あたり、30 分（企画提案書に基づくプレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(4) その他

- ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。
- ウ 総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。
- エ 提案者が一者となった場合、最低基準点を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- オ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

12 契約

契約については、選定された契約候補者と実施主体の間で詳細を交渉のうえ、締結するものとする。ただし、この交渉の中で、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「9 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との交渉が不調に終わった場合は、実施委員会において次点とされた団体と交渉する場合がある。なお、契約は実施主体と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を準用する。

13 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

14 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者。
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者。
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者。

15 参加資格等についての申立て

本プロポーザルにおいて参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

16 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して 3 日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

17 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他紛争が生じたときは、提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

ア 受託者は、委託者に対し、受託者が当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。

イ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

18 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市国際観光誘致事業実行委員会事務局 中西、小笠原

(札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課)

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階

電 話 011-211-2376 F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp